補助金の受給額（円）（注１９）			□有 □無				
自家消費等計画（注２０）	当該発電設備における発電電力量の見込み	ｋＷｈ/年	□有 □無	当該発電設備における発電電力量の見込み	ｋＷｈ/年		
	自家消費等の量の見込み	ｋＷｈ/年		自家消費等の量の見込み	ｋＷｈ/年		
	自家消費等の用途			自家消費等の用途			
	前年の電力消費量（既設の建物等に発電設備を設置する場合）	ｋＷｈ/年		前年の電力消費量（既設の建物等に発電設備を設置する場合）	ｋＷｈ/年		
	自家消費等の比率	％		自家消費等の比率	％		

遵守事項（注２１）	事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注２２）	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	□
	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【２０ｋＷ未満の太陽光発電設備を除く】	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	当該太陽光発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０％について、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
	発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】	□

添付書類（注２３）	書類の種類	変更前書類名	変更の有無	変更後書類名	変更理由	備考
	①変更内容説明書（注２４）					
	②住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、又は戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注２５）		□有 □無			
	③印鑑証明書（注２５）		□有 □無			
	④発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注２５）		□有 □無			
	⑤土地の取得を証する書類等（注２６）		□有 □無			
	⑥建物所有者の同意書（屋根設置の太陽光発電設備のみ）（注２７）		□有 □無			
	⑦発電設備の内容を証する書類（注２８）		□有 □無			
	⑧構造図		□有 □無			
	⑨配線図		□有 □無			
	⑩接続の同意を証する書類の写し（注２９）		□有 □無			
	⑪事業実施体制図		□有 □無			
	⑫再生可能エネルギー発電事業における燃料（原料）調達及び使用計画書（バイオマス発電設備のみ）		□有 □無			
	⑬補助金を返還したことを証する書類（注１９）		□有 □無			
	⑭受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類（注３）		□有 □無			
	⑮その他１		□有 □無			
	⑯その他２		□有 □無			
	⑰その他３（注３０）		□有 □無			